

3 川 監 公 第 6 号

令和 3 年 8 月 1 0 日

財政援助団体等監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監公第 2 4 号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

3 川 総 ㇿ 第 2 8 号

令和 3 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監報第 9 号で提出のありました財政援助団体等
監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和2年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

(1) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

(ア) 原状変更の手続を適正に行うべきもの

自動販売機の設置に係る原状変更の許可申請書が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該出資団体に対し、市場施設の原状変更等の許可を受けようとするに当たっては市場施設原状変更等許可申請書を市に提出するよう指導し、同社から施設内に設置する自動販売機についての市場施設原状変更等許可申請書が提出されましたので、許可を行いました。

今後は、原状変更等の手続が適正になされるよう、市場施設の現況の把握に努めるなど、適正な管理に努めます。

(川崎冷蔵株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(2) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市アートセンターの管理に関する基本協定書によると、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされている。

総勘定元帳等をみたところ、平成30年度の劇場事業に付随する物販手数料が令和元年度の収入として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分に基づいて会計処理を行う

よう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、改めて「本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。」とした基本協定を遵守すること、入金日ではなく事業実施日により会計年度を整理し、次年度に入金した前年度の事業収入等は未収金として計上するなど、適正に扱うことを徹底するよう指導しました。

今後は、会計処理を適正に行うよう、適切な指導に努めます。

(川崎市文化財団グループ)

(市民文化局市民文化振興室)

イ 施設利用に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則（平成5年規則第101号）第7条第2項によると、センターの施設の利用許可を受けようとする者は、当該施設の利用日の6月前から利用日の3日前までに指定管理者に申請しなければならないとされており、同条第3項によると、指定管理者は申請者に対し利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付するものとされている。また、同規則第8条によると、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可の申請と同時に申請をしなければならないとされている。

川崎市橘リサイクルコミュニティセンターにおける施設利用に係る事務をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対して、規則等に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

(ア) 申請日が利用日当日であった事例

(イ) 許可書の承認日が記載されていなかった事例

(ウ) 減額の申請が利用申請と同時に行われていなかった事例

(エ) 利用目的がその他とされているものの、内容が記載されていないまま料金の減額をしていた事例

なお、本件は、平成24年度の財政援助団体等監査における指摘を受け改善報告がなされたものの、今回も同様に発生した事例であることから、改めて市として改善を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、施設の利用許可について規則に基づいた適正な事務を行うよう指導し、許可漏れや承認漏れが発生しないように施設の利用許可申請及び利用料減額（免除）申請を同一の様式内で審査するという改善策の報告がありました。また、担当者が施設を訪問して令和2年12月から令和3年1月分の申請書・許可書を確認し、改善後の様式によって適切に申請の受付を行っていることを確認しました。

今後は、適正な事務の確認に努めます。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

ウ 利用料金の免除に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第4号）第23条によると、市営自転車等駐車場の利用料金について、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、免除することができるとされている。また、川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第77号）第19条の2によると、利用料金の免除を受けよ

うとする者は、指定管理者が定めるところにより指定管理者に申請しなければならないとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの各駐車場の自転車等駐車場利用料免除申請書をみたところ、いずれの免除要件に該当するかチェックがされていなかった事例や、確認書類の名称が記載されていなかった事例など、指定管理者が記載すべき事項に不備があった。

市は、指定管理者に対し、自転車等駐車場利用料免除申請書を適切に記載し、利用料金の免除に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、チェック漏れを起こさないよう手順書を作成すること、本部での二重の確認を行うこと等の指導を行いました。その結果、指定管理者から手順書が提出され、令和2年12月分以降の自転車等駐車場免除申請書の写しについては、記載漏れなどの不備がないことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

エ 消費税に係る会計処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

消費税法基本通達等によると、役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引き渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされており、令和元年10月1日以降に国内において事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、新税率が適用される。

川崎市アートセンターの委託契約についてみたところ、平成31年4

月1日から令和2年3月31日までを契約期間とするデジタルサポート機器保守契約において、令和元年10月分から令和2年3月分の委託料を旧税率で算定した額で支払っていた。

市は、指定管理者に対し、消費税に係る会計処理を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、契約書に基づき支払うように指導いたしました。また、消費税の未払い額については、サポート機器保守会社に対し支払い済みであることを確認いたしました。

今後は、会計処理を適正に行うよう、適切な指導に努めます。

(川崎市文化財団グループ)

(市民文化局市民文化振興室)

オ 正確な収支状況を把握すべきもの

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) かわさき新産業創造センターの事例

人件費、再委託費及び消耗品費に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう、事業報告書内の収支決算書を改めて作成、提出するよう指導し、提出された収支決算書により、指定管理者とともに決算額が適正な金額となっていることを確認しました。

また、再発防止のため、共同企業体構成各社における当該業務に係る

会計処理について、確認体制を強化する等の依頼を行いました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(かわさき新産業創造センター共同事業体)

(経済労働局イノベーション推進室)

(イ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

利用料収入返還金など複数の科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、事業収支報告の修正を指示するとともに、改めて提出された事業報告書において、事業収支報告が適切に修正されていることを確認しました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

カ 指定管理業務に係る収支を明確に区分すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市入江崎余熱利用プールに関する基本協定書によると、物品・飲食物等の販売に関する業務は、指定管理業務に位置付けられているが、指定管理者のオリジナルサプリメントなどの販売は、自主事業に位置付けられている。

平成30年度及び令和元年度の事業報告書における収支状況をみると、物品・自動販売機収支の全てが自主事業として計上されているなど、指定管理業務と自主事業に係る収支が区分されていなかった。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にした上で「指定管理業務の事業別予算決算差異分析報告書」を作成、提出するよう指導し、提出された報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

キ 指定管理業務と自主事業の区分を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市営自転車等駐車場南部ブロックの指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において利用料金収入以外の自己の費用と責任により自主事業を実施することができ、自主事業を実施する場合は市に計画書を提出して事前に市の承認を得なくてはならないとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの自主事業についてみたところ、自主事業とされている事業の一部が、指定管理業務のうち指定管理者が企画する提案事業として事業計画書に掲載されていた。また、事業報告書の収支報告において指定管理業務と自主事業に係る支出が区分されずに合わせて計上されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業を明確に区分した事業計画書及び事業報告書の提出を求めるとともに、提出された書類について内容の確認を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、事業計画書及び事業報告書

の修正を指示するとともに、改めて提出された事業計画書及び事業報告書において、指定管理事業と自主事業が明確に区分されており、適切に修正されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

ク その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

川崎市スポーツ・文化総合センターにおいて、指定管理者が作成する備品の管理台帳に本市帰属備品が登載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から修正された備品整理簿が提出され、その修正内容について確認しました。

また、モニタリング会議において、指定管理者に対して備品の管理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(株式会社アクサス川崎)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 収益及び費用を適正に計上すべきもの

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、事業収支決算報告で利用料金収入など複数の科目に計上誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して指定管理業務に係る収支と

自主事業に係る収支の区分を正確にした収支状況報告書を改めて作成、提出するよう指導し、提出された収支状況報告書により収支の区分が正確になっていることを確認しました。

また、再発防止のため、指定管理者内部で月ごとに収支状況報告書と総勘定元帳の値を比較し、値に差異がないことを確認してから収支状況報告書を提出するよう改めることとしました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(テスト株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)